

前回の議論に係る補足資料

介護のための勤務時間短縮等の措置の最長利用期間別事業所割合

介護のための勤務時間短縮等の措置の最長利用期間別事業所割合

	制度あり				制度なし	不明
	93日	93日超 1年未満	1年	1年超		
割合	43.0% (75.8%)	3.9% (6.9%)	4.1% (7.2%)	5.8% (10.2%)	42.8%	0.5%

介護のための勤務時間短縮等の措置の各制度の最長利用期間別事業所割合

	制度あり			
	93日	93日超 1年未満	1年	1年超
短時間勤務制度	42.4% (78.7%)	3.5% (6.5%)	3.9% (7.2%)	4.0% (7.5%)
介護の場合に利用できる フレックスタイム制度	6.9% (64.3%)	0.6% (6.0%)	0.6% (5.3%)	2.6% (24.4%)
始業・就業時刻の 繰上げ・繰下げ	21.1% (72.4%)	2.0% (6.8%)	2.4% (8.2%)	3.7% (12.7%)
介護に要する経費 援助措置	2.1% (60.5%)	0.2% (7.1%)	0.2% (5.7%)	0.9% (26.6%)

※括弧内は、制度あり=100%とした場合の割合

(平成24年度「雇用均等基本調査」厚生労働省)

介護休業等制度の比較

		育児・介護休業法の制度	一般職国家公務員の介護休暇等の制度
介護休業に類する制度	制度	①介護休業 （※H7年10月施行）	④介護休暇 （※H6年9月施行）（※1）
	期間	通算して93日まで	6月の期間内（※介護を必要とする一の継続する状態ごとに6月）
	単位	1日	1日又は1時間 （時間単位取得は始業の時刻又は終業の時刻と連続した1日4時間の範囲内）
	対象労働者	要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護している男女労働者（日々雇い入れられる者を除く） ※労使協定により、 1）継続して雇用された期間が1年に満たない労働者 2）その他介護休業をすることができないとすることについて合理的理由があると認められる労働者は除外できる。	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護を行う職員 ※人事院規則の定めるところにより各省各庁の長の承認を受けなければならない。
	回数	一の要介護状態ごとに1回	介護を必要とする一の継続する状態ごとに1回
	対象家族	・配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、 父母、子、配偶者の父母 ・同居し扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫	・配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、 父母、子、配偶者の父母 ・同居している祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子
給付	雇用保険から介護休業給付金（休業開始時賃金日額の40%）	共済より介護休業手当金（標準報酬日額の40%）	
介護休暇に類する制度	制度	②介護休暇 （※H22年6月施行）	⑤短期介護休暇 （※H22年6月施行）（※2）
	期間	1年度において5日（対象家族が2人以上の場合は10日）	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）
	単位	1日	1日又は1時間（残日数をすべて使用する場合は1時間未満の端数も使用可）
	対象労働者	要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族の介護その他の世話をを行う男女労働者（日々雇い入れられる者を除く） ※労使協定により、 1）継続して雇用された期間が6か月に満たない労働者 2）1日の所定労働日数が2日以下の労働者は除外できる。	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護その他の世話をを行う職員 ※人事院規則の定めるところにより各省各庁の長の承認を受けなければならない。
対象家族	①介護休業と同じ	④介護休暇と同じ	
介護短時間勤務に類する制度	制度	③介護のための所定労働時間の短縮措置 （※H11年4月施行）	介護休暇（再掲）
	期間・単位	介護休業と合わせて93日	6月の期間内で、始業の時刻又は終業の時刻と連続した1日4時間の範囲内 例）始業後1時間、終業前3時間の合計4時間の形で取得する等
	対象労働者	②介護休暇と同じ	④介護休暇と同じ
	対象家族	②介護休暇と同じ	④介護休暇と同じ

※1 一般職国家公務員の介護休暇は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第20条及び第21条、人事院規則15-14第23条、第26条、第28条及び第29条で規定。

※2 一般職国家公務員の短期介護休暇は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19条及び第21条、人事院規則15-14第22条第1項第12号、同条第2項、第3項、第4項、第25条、第27条及び第29条で規定。